

安房保健所だより

(安房健康福祉センター)

第 48 号
令和3年2月発行

安房保健所 (安房健康福祉センター) 〒294-0045 館山市北条1093-1 TEL 0470-22-4511
鴨川地域保健センター 〒296-0001 鴨川市横渚1457-1 TEL 04-7092-4511
(ホームページアドレス) <http://www.pref.chiba.lg.jp/kf-awa/>

食品衛生法が改正されました!!

平成 30 年 6 月 13 日に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、食品営業の制度や衛生管理の方法が変わることになりました。食品事業者の皆様は令和 3 年 6 月 1 日から以下の 3 点について対応をお願いします。

① 「HACCPに沿った衛生管理」の制度化

すべての食品等事業者（一部例外あり）にHACCPに沿った衛生管理が義務化されました。小規模事業者の場合、それぞれの業種の「手引書」を利用して、日々の衛生管理計画を作成し、記録・保存することが必要です。手引書については、厚生労働省HP（食品等事業者団体が作成した業種別手引書 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html）からダウンロードできます。



② 食品営業許可制度の見直し

許可の新規創設、統合、見直しが行われました。漬物、あじの開き等の水産製品、密封包装食品の製造に営業許可が必要になります。ただし、既に営んでいる方に関しては経過措置があるので、令和3年6月1日から令和6年5月31日までの間に許可を取得してください。



③ 食品営業届出制度の創設

許可業種以外の方で食品を取り扱う全ての事業者は届出が必要になりました（一部例外あり）。ただし、既に営んでいる方に関しては経過措置があるので、令和3年11月30日までに届出をしてください。



受動喫煙対策 ～喫煙場所を設置する施設の方へ～

「望まない受動喫煙」を防止するため、健康増進法が改正されました。飲食店、事業所などは原則屋内禁煙となり、施設内での喫煙を可能とするには、基準を満たした場所の整備が必要です。

また、以下の**3つの対策**が法律で義務付けられています。



施設に喫煙室がある場合は、標識を掲示してください。

- *施設と喫煙室の出入口に標識を掲示することが義務付けられています。
- *千葉県ホームページから各種標識例をダウンロードできます。

20歳未満の方（利用者・従業員）を喫煙室に立ち入らせてはいけません。



【標識例】
該当するものをご使用ください

従業員の受動喫煙を防止してください。

- *千葉県ホームページから職場における受動喫煙防止のためのガイドラインをダウンロードできます。

<問合せ先：地域保健課>

障害のある人もない人も自分らしく暮らすために

県民の皆さまへ

千葉県には、障害のある人に対する理解を広げ差別をなくすことを目的とした「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」があります。県民の皆さん一人一人が、障害のある人の不便さに気づき、ちょっとした心遣いをすることや思いやりの行動に移すことで、障害のある人の困難さや不便さを取り除くことができるかもしれません。障害のある人もない人も、みんながその人らしく暮らせる千葉県にするために、私たちにできることを考えてみませんか。



今日からすぐにできる、障害のある人への思いやりの行動とは？ 例えば・・・

- 補助犬ユーザーと補助犬は、いろいろな施設（交通機関や商業施設、飲食店、病院、ホテルなど）と一緒にいることができることを知っておく。
- 自転車や車で後方からクラクションを鳴らしても、気づかない歩行者がいた時には、聴覚障害の方など配慮が必要な人だと気づける。
- 障害者用駐車場を、必要としている人のために空けておく。 など



千葉県 HP
「新しい生活様式のもとでの障害のある人への配慮について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/rikaisokushin/atarashiiseikatuyousiki.html>

新型コロナウイルス感染拡大防止のための『新しい生活様式』が始まったことで、障害のある人の新たな困りごとに対する配慮の例が載っていますので、参考にしてください。

障害を理由に差別されたり、つらい思いをした方へ（障害者手帳のない方も相談できます。）

相談をご希望の方は、広域専門指導員までご連絡ください。相談専用電話：0470-23-6900（平日9～17時）

<問合せ先：地域福祉課>

新型コロナウイルス感染症への対応

<感染リスクが高まる「5つの場面」について>

新型コロナウイルス感染症は、主に飛沫感染や接触感染によって感染するため、3密（密閉・密集・密接）の環境で感染リスクが高まります。

このほか、飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面でも感染が起きやすく、注意が必要です。

感染が高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。
また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事の休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



厚生労働省ホームページより

<問合せ先：健康生活支援課>

大麻に関する誤った情報に注意してください！

～2月は千葉県薬物乱用防止広報強化月間～

麻薬や覚醒剤、大麻、危険ドラッグなどの薬物の乱用が大きな社会問題となっています。特に大麻については、近年、検挙人員が過去最高を更新し続け、増加の一途をたどっています。中でも、10代や20代の若年層における乱用は深刻な問題となっています。インターネットの普及によりSNS等では、「大麻は害がない」といった誤った情報が広がっていますが、幻覚作用や記憶障害、学習能力の低下を引き起こす有害な違法薬物です。

薬物乱用は重大な犯罪です。好奇心や遊びのつもりでも、一度使ってしまうと自分だけでなく、家族や友人など周りの人も不幸にします。薬物の危険性を正しく理解し、薬物乱用を許さない社会を目指しましょう。

《薬物の相談機関》

県薬務課 TEL 043-223-2620
 県精神保健福祉センター TEL 043-263-3893
 県警察少年センター ヤング・テレホン TEL 0120-783-497
 最寄りの警察署、保健所（健康福祉センター）



<問合せ先：総務企画課>

